

自家用電気工作物保安管理業務委託特記仕様書

この特記仕様書は、秋田地域振興局福祉環境部における自家用電気工作物保安管理業務について定める。

I 業務概要

- | | |
|--------|---|
| 1 業務場所 | 秋田県秋田地域振興局福祉環境部
秋田県潟上市昭和乱橋字古開 172 番地 1 |
| 2 業務期間 | 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。 |
| 3 業務仕様 | 本仕様書に記載されていない一般事項については「建築保全業務共通仕様書 令和 5 年版（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）」
(以下「共通仕様書」という。) による。 |

II 業務範囲

1 自家用電気工作物の概要

(1) 受電設備

- 設備容量：200 kVA
- 受電電圧：6, 600 V
- 最大電力：135 kW

(2) 非常用予備発電装置

- 原動機：ディーゼルエンジン
- 容 量：13 kVA
- 出 力：13 kW

(3) 太陽光発電所

- 出 力：10 kW
- 系統連携：有り
- 太陽光追尾集光型

2 業務内容

(1) 定期点検

- ア 月次点検 主として運転中の施設点検
- イ 年次点検 施設の運転を停止した点検（月次点検も併せて行う。）
日常点検、定期点検の内容については、自家用電気工作物保安管理規定によるものとし、定期点検時は非常用予備発電装置のシーケンス試験を実施すること。

(2) 臨時点検

- 臨時点検は、施設に異常が発生した場合、又は発生する恐れがあると判断した場合に行うものとする。（必要な都度）

また、指示計器及び高圧機器の絶縁油の点検等も行う。（必要な都度）

(3) 不良箇所改修の指導助言（必要な都度）

(4) 事故発生時の応急処置の指導及び事故原因調査並びに再発防止対策の指導（必要な都度）

(5) 電気関係法令に定める電気事故報告書の作成及び手続きの指導（必要な都度）

(6) 電気関係法令に基づく立入検査の立会（必要な都度）

3 提出書類

次の書類を記載の期限までに提出するものとする。その他の書類については、共通仕様書の規定を準用するものとする。

- | | |
|--------------|----------------|
| (1) 業務計画書 | 1部（契約締結後速やかに） |
| (2) 点検報告書 | 1部（各点検の都度速やかに） |
| (3) その他必要な書類 | 監督職員と協議により決定 |

4 業務を実施する者の資格

電気事業法施行規則第52条の2に定める要件に該当すること。

III その他

本仕様書に定めのない事項は、発注者と受注者の協議によって定めるものとする。